

屎尿浄化槽の処理対象人員算定基準等に関する質問と回答

質 問	回 答
共通事項	
① 建築物内の駐車場について	建築物内の駐車場は、同一建築物が2以上の異なった用途に供されるもの（以下、「複合用途」という。）として、それぞれの建築用途の項を適用加算する。 ただし、この駐車場が当該建築物を利用する人のみによって使用されることが明確な場合は、この駐車場の算定処理対象人員は、0人とすることができる。
② 主たる用途に付置されている倉庫 1) 事務所の一部を倉庫とする場合 2) 店舗の一部を部品、原材料、商品の倉庫として用いる場合	1) 原則として、事務所単一の建築物として扱う。 2) 原則として、店舗として扱う。 ただし、卸売りを行う店舗は作業所として扱う。
③ 明らかに実状にそわないときの対策 1) 貸店舗で用途不明の場合 2) 貸店舗で確認時の用途と営業開始時の用途が異なる場合 3) 増改築によって浄化槽の改造をする際、水量、水質が明らかな場合の扱い	1) 処理対象人員を算定するためには、用途が定まっていなければならない。したがって、貸店舗の用途については、用途を設定して処理対象人員を算定することとなるが、この時設定した用途と現実の用途が異なることによって算定処理対象人員が変化し、設置された浄化槽の処理対象人員よりも多くなった場合は、その建築物を違反建築物として扱うこととなるので、安全をみて用途を設定することが望ましい。 2) 確認時の用途によって浄化槽の処理対象人員を確認している訳であるから、当該部分の用途が異なることによって算定処理対象人員が変化し、設置された浄化槽の処理対象人員よりも多くなった場合は、その建築物を違反建築物として扱うこととなる。 3) 原則としてJISにより改めて処理対象人員を算定することとする。
④ 延べ面積の定義、床面積の定義	建築基準法によって定められている。
⑤ 学校寄宿舎、自衛隊キャンプ宿舎、老人ホーム、養護施設の〔n=P〕の定員について、入所者+従業員+外来（通いの人で宿泊しない）が定員なのか、また、外来は定員に入れないか。	定員=収容人員である。収容人員（定員）は一般に収容者（学生、隊員、老人、障害者等）と従業員（通勤者を含む）を加算して表示される。したがって、収容人員に従業員、外来者、通勤者等を改めて加算する必要はない。
類似用途別No.1. 集会場施設関係	
① 集会場施設関係の類似用途として、次の用途を含めてもよいか。〔公民館・神社・教会・斎場・宗教関係の集会場〕	類似用途として含めてもよい。これらの用途の内宿泊施設を有する場合は、宿泊施設に準じて処理対象人員の算定を行い加算する。神社等で住宅が併置されている場合は、この処理対象人員を加算する。
② 結婚式場・宴会場を主たる用途とする建築物は、どの用途を運用すればよいか。	ホテル〔3-I〕に準ずる。